

平成30年第1回（4月）臨時会

つがる市議会会議録

平成30年4月26日 開会

平成30年4月26日 閉会

つがる市議会

平成30年第1回つがる市議会 臨時会会議録目次

第 1 号 （4月26日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第41号～議案第53号の上程、提案理由の説明	5
・ 議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成29年度つがる市一般会計補正予算（第10号））	
・ 議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成29年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号））	
・ 議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成29年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））	
・ 議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成29年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第6号））	
・ 議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成29年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））	
・ 議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （平成29年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号））	
・ 議案第47号 平成30年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案	
・ 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	
・ 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 （つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
・ 議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	

(つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
・議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	
・議案第52号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	
・議案第53号 財産の取得の件 (スクールバス)	
議案第41号の説明、質疑	7
・議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(平成29年度つがる市一般会計補正予算 (第10号))	
議案第42号の説明、質疑	14
・議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(平成29年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第6号))	
議案第43号の説明、質疑	15
・議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(平成29年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号))	
議案第44号の説明、質疑	16
・議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(平成29年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算 (第6号))	
議案第45号の説明、質疑	18
・議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(平成29年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第5号))	
議案第46号の説明、質疑	19
・議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(平成29年度つがる市介護保険特別会計補正予算 (第6号))	
議案第47号の説明、質疑	20
・議案第47号 平成30年度つがる市一般会計補正予算 (第1号) 案	
議案第48号の説明、質疑	22
・議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	
議案第49号の説明、質疑	23
・議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件	
(つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
議案第50号の説明、質疑	24

・議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
議案第51号の説明、質疑	2 6
・議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	
議案第52号の説明、質疑	2 7
・議案第52号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案	
議案第53号の説明、質疑	2 8
・議案第53号 財産の取得の件 (スクールバス)	
答弁の申し出	2 8
議案第41号～議案第53号の討論、採決	2 9
・議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成29年度つがる市一般会計補正予算 (第10号))	
・議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成29年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 6 号))	
・議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成29年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号))	
・議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成29年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算 (第 6 号))	
・議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成29年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号))	
・議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (平成29年度つがる市介護保険特別会計補正予算 (第 6 号))	
・議案第47号 平成30年度つがる市一般会計補正予算 (第 1 号) 案	
・議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例)	
・議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
・議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例)	
・議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	

る条例)

・議案第52号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

・議案第53号 財産の取得の件（スクールバス）

閉会の宣告..... 2 9

署 名..... 3 1

第 1 号

平成 3 0 年 4 月 2 6 日（木曜日）

平成30年第1回つがる市議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成30年 4月26日（木曜日）午前10時開会、開議

1 開会、開議宣告

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成29年度つがる市一般会計補正予算（第10号））

日程第5 議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成29年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号））

日程第6 議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成29年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））

日程第7 議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成29年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第6号））

日程第8 議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成29年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））

日程第9 議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（平成29年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号））

日程第10 議案第47号 平成30年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案

日程第11 議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第12 議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第13 議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）

日程第14 議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

（つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

日程第15 議案第52号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

日程第16 議案第53号 財産の取得の件（スクールバス）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（２０名）

１番	齊 藤 渡	２番	田 中 透	３番	佐々木 敬 藏
４番	長谷川 榮 子	５番	成 田 博	６番	木 村 良 博
７番	佐 藤 孝 志	８番	長谷川 徹	９番	三 上 洋
１０番	野 呂 司	１１番	天 坂 昭 市	１２番	成 田 克 子
１３番	佐々木 直 光	１４番	佐々木 慶 和	１５番	平 川 豊
１６番	山 本 清 秋	１７番	伊 藤 良 二	１８番	松 橋 勝 利
１９番	白 戸 勝 茂	２０番	高 橋 作 藏		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	福 島 弘 芳
副 市 長	倉 光 弘 昭
教 育 長	葛 西 嶮 輔
総 務 部 長	今 正 行
財 政 部 長	台丸谷 績
民 生 部 長	山 谷 智
福 祉 部 長	白 戸 登
経 済 部 長	山 内 信 昭
建 設 部 長	宮 崎 朋 仁
会 計 管 理 者	稲 場 慎 也
教 育 部 長	長 内 信 行
消 防 長	山 崎 和 人
総 務 課 長	高 橋 一 也
財 政 課 長	平 田 光 世
市 民 課 長	川 村 博 文
福 祉 課 長	佐 藤 廣 文
農 林 水 産 課 長	工 藤 睦 郎
土 木 課 長	小笠原 康 人
教育総務課長	鳴 海 義 仁
消防本部総務課長	工 藤 敏 弘

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	成 田 幸 祐
事 務 局 次 長	秋 田 俊
事務局次長兼議事係長	葛 西 正 美
事 務 局 主 幹	野 村 麻 子

◎開会、開議宣告

○議長（天坂昭市君） ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達していますので、平成30年第1回つがる市議会臨時会を開会します。
直ちに会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（天坂昭市君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により17番、伊藤良二議員、18番、松橋勝利議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（天坂昭市君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（天坂昭市君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づく本臨時会の説明員については、お手元に配付の名簿のとおりであります。

また、議案第49号、第50号、第51号について資料配付の申し出があり、これを許可して、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第41号～議案第53号の上程、提案理由の説明

○議長（天坂昭市君） 日程第4、議案第41号から日程第16、議案第53号までの13件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福島市長。

〔市長 福島弘芳君登壇〕

○市長（福島弘芳君） おはようございます。本日ここに、平成30年第1回つがる市議会臨時会の開会に当たり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

本臨時会に提出いたしました案件は、予算案7件、条例案5件、財産の取得1件の、合わせて13件であります。

まず、予算案につきましてご説明申し上げます。議案第41号から議案第46号までは専決処分した平成29年度一般会計及び特別会計に係る補正予算であり、いずれも歳入歳出全般にわたり、決算見込み等に基づき予算額の補正を行ったものであります。

議案第41号「平成29年度つがる市一般会計補正予算（第10号）」は、市税、地方譲与税、交付金、特別交付税及び各事務事業費の精査による国県支出金、市債などの歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について所要の補正を行うとともに、公共施設等整備保全基金積立金に20億円を追加計上したものであります。

その結果、平成29年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に20億6,206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ247億2,145万9,000円としたものであります。

議案第42号から議案第46号までの平成29年度各特別会計補正予算5件につきましても、各事務事業費の精査による国県支出金、市債等の歳入額の確定に伴い、歳入歳出予算額について所要の補正を行ったものであります。

議案第47号「平成30年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案」についてご説明申し上げます。まず、歳出に計上されたものについて、款を追ってご説明申し上げます。

民生費については、社会福祉主事認定講習負担金に5万5,000円を追加計上いたしました。

消防費においては、消防再編庁舎建設用地購入費に171万4,000円を追加計上いたしました。

教育費においては、総合体育館基本構想検討委員に係る報酬及び費用弁償を新たに37万3,000円計上いたしました。

次に、歳入につきましては、市債において消防再編庁舎建設事業に160万円を計上するとともに、財政調整基金から54万2,000円を繰り入れすることにより、補正予算額を調整したところであります。

その結果、平成30年度つがる市一般会計の予算規模は、既決予算に214万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ233億4,214万2,000円とするものであります。

次に、条例案についてご説明申し上げます。

議案第48号から議案第51号までは、専決処分した改正条例であります。

議案第48号「つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険運営協議会について所要の改正を行ったものであります。

議案第49号「つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得世帯に対する軽減の適用基準所得額の改定の

ほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第50号「つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の基礎控除などの見直し、たばこ税の税率の改定のほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第51号「つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」は、関係省令の一部改正に伴い、地域再生法に基づく固定資産税の特別措置の適用となるために必要な地域活力向上地域特定業務施設整備計画の認定期限を延長するものであります。

いずれの改正条例につきましても、平成30年4月1日に施行されることに伴い、早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本職において専決処分したものであります。

議案第52号「つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案」は、総合体育館建設に当たり基本的事項を検討するための附属機関として、つがる市総合体育館基本構想検討委員会を設置するものであります。

次に、議案第53号「財産の取得の件」は、スクールバス1台を購入するものであります。

以上をもちまして、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職を初め関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重にご審議の上、原案どおりご承認、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天坂昭市君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの議案13件は、委員会付託を省略して、直ちに審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ご異議なしと認め、議案13件は委員会付託を省略して、これより直ちに審議します。

審議の方法は、議案ごとに質疑を行い、質疑終了後一括して討論、採決とします。

◎議案第41号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第4、議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成29年度つがる市一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

担当部より補足説明があります。

平田財政課長。

○財政課長（平田光世君） 改めまして、おはようございます。それでは、私のほうから議案第41号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものであります。専決処分した事項につきましては、専決第5号 平成29年度つがる市一般会計補正予算（第10号）でございます。提出月日は、平成30年4月26日となっております。

次のページ、お願いいたします。専決第5号です。今回補正した内容は、既定の予算総額に20億6,206万7,000円を追加し、予算総額を247億2,145万9,000円とするものでございます。第2条では繰越明許費の追加、第3条では地方債の変更をしてございます。平成30年3月30日付で専決処分したものでございます。本補正予算は、平成29年度において実施しました各事務事業の確定、事業実績に基づきまして、歳入歳出全般にわたって所要の補正を講じたものでございます。

それでは、歳出の19ページからご説明申し上げます。19ページをお願いいたします。19ページの上から2段目です。総務費になります。2款1項3目財政管理費の減債基金積立金でございます。こちらは、繰上償還を行うために繰り入れました分と、あわせて積立金、積み立て利息を合わせまして2億8,874万4,000円を積み立てするものでございます。

その下でございます。次の公共施設等整備保全基金積立金20億円でございます。こちらは、今後の公共施設等の整備及び保全に要する経費の一般財源分に充てることを目的として積み立てるものでございます。こちらは、財政調整基金からの振りかえで財源としてございます。

次にその下、6目でございます。企画費の民間賃貸住宅建設支援事業補助金2,320万円の減額でございます。こちらは、3棟24戸を計画しておりましたが、実績として2棟8戸、1,280万円となったことから減額したものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。24ページの中段になりますが、4款1項7目合併処理浄化槽費でございます。こちらは、浄化槽整備事業補助金1,438万1,000円を減額してございます。合併浄化槽の設置実績に基づきまして、今回減額したものでございます。

次に、27ページをお願いいたします。27ページの中段になりますが、6款3項1目水産業振興費の中の車力漁港機能保全事業でございます。こちらの設計委託料と工事費の減は、事業実績によりそれぞれ減額したものでございます。

同じく十三湖山田川河口しゅんせつ工事費の減でございます。こちらは、しゅんせつ工事が30年度実施となったことから、今回全額を減額したものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。31ページの上ですが、11款1項2目利子でございます。長期償還利子の減でございます。こちらは、5年ごとの利率見直しによりまして3,534万2,000円を減額したものでございます。

以上、歳出でございます。

続いて、歳入をご説明いたします。12ページをお願いいたします。12ページの中段から下になりますが、10款1項1目地方交付税でございます。この中の特別交付税につきましては、3月算定分

が確定したことから増額となっております。これによりまして、特別交付税の総額は9億609万1,000円となるものでございます。普通交付税と合わせまして101億4,877万1,000円となったものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページの上から3段目になりますが、14款2項4目土木費国庫補助金の臨時道路除雪事業費補助金2,200万円の追加でございます。こちらは、ことしの冬の大雪に伴い、除雪費の支援費として国から交付されたものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。上から2番目ですが、繰入金です。18款2項1目財政調整基金の繰入金15億5,000万円ほどを繰り入れしてございます。こちらは、公共施設等保全基金に20億円を積み立てするため繰り入れとしました。それから、今回の補正予算による予算調整との差額を今回繰り入れることとしてございます。

同じく繰入金の11目合併振興基金繰入金でございます。こちらは、一般財源で措置しておりました水道企業団の受水参加負担金及び総合体育館基本設計委託料の財源として組み替えるものでございます。

次に、一番下の段になりますが、21款市債でございます。こちらは、各事業の確定に伴いまして、合わせて5,240万円を減額したものでございます。

以上、議案第41号の説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 今この41号について詳細というか、概略の説明があったわけではありますが、歳出の説明の中でもあったのだけれども、総務費の財政管理費、積立金が20億円とあるのだけれども、私に言わせると体育館あるいは消防、いろんな大きな予算伴うものがある中で、これだけの積み立て可能なのかなと、そういうのを危惧しているので、その辺まず絶対安心だと。基金もあるということは、これは私も承知しておりますけれども、これについて。

○議長（天坂昭市君） 台丸谷財政部長。

○財政部長（台丸谷 績君） 公共施設等の整備保全基金の20億円でございますけれども、今回の場合は、先般の3月の定例議会で議決いただきましたつがる市公共施設等整備基金条例によるものでありまして、平成29年3月に策定しました公共施設等の総合管理計画に基づきまして、将来想定される各集会施設や住宅、また学校、教育施設等、さまざまな公共施設の整備の維持管理、または起債の償還に充てるということになっております。財源の財政調整基金からの振りかえですが、現在財調は約45億ほどありまして、そのうちの20億円ほどをこちらのほうに積み立てするということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） ただ、やっぱり財政というのはいろんな面である程度、我々個人で生活するに当たっても、かなりの余裕を持ってということを常に重視しているものだから、こういう中でちょっと心配しているから、今ただしたわけでありますので、そういうことは行政全般に対して、絶対住民に不満を抱かせないようにやっていただきたいと、これが私の本心であります。

それでは次に、25ページ、農業振興費の中で、負担金補助及び交付金のところで減額が786万2,000円出ているのだけれども、これは要するに予定されておった貸し借りというのか、そういう点が思うようにいかなかったから、こういう減額補正になったとは思っているのだけれども、どのぐらいの面積というか、人数というか、それを予定してこれだけの減額補正になったのか、その辺。

○議長（天坂昭市君） 工藤農林水産課長。

○農林水産課長（工藤睦郎君） 松橋議員にお答えいたします。

25ページ、農業振興費の中の機構集積協力金ですけれども、当初予算では2,520万円予算計上しております。この計上した金額につきましては、過去の実績で一番多かった27年度2,210万ほど貸し借りにおいて支出しております。その金額をもとに、毎年このぐらいの貸し借りがあるだろうということで2,520万円を予算計上したのですけれども、29年度は実質的に1,733万7,000円ほどの交付金の実績になったということで、786万3,000円を減額したものでございます。

以上です。

○議長（天坂昭市君） 18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） これからは、本当に農業も大変な時代になると思うのです。大体若い人が後継いで農業をやるとというのが年々少なくなっていると思う。そういう点で、これだけ行政でもいろんな面で手当てというか、こういうものをやっても、やっぱり農家の米づくり、これで本当に安心して生活できるあれが成り立たないという観点から、だんだんにこういう結果が出てくると思うのです。大体どこ見ても、若い人がほとんどいない。70代から80代、この方々が、パーセントでいけば何%になっているかわからないけれども、農業をやっている人たち。そういう点で、これから農業政策においても、行政としてもそういうところを常に把握しながら、いろんな手だてを講じていかなければいけないのではないかなと、私そう思っているのです。そういう点で行政でも先を見据えた政策というか、そういうものも考えていかなければいけないのではないかなと、こう思うのだけれども、それに対して何かあったら。

○議長（天坂昭市君） 農林水産課長。

○農林水産課長（工藤睦郎君） まさに松橋議員おっしゃるとおりでありまして、市のほうとしても国の施策などを見ながら、地域の農業が活性化するように努力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 6番、木村議員。

○6番（木村良博君） 30ページの総合体育館建設費、これについて質問したいと思います。

皆さんもご承知のように、先般東奥日報に人口減少の記事が載っておりました。そこで市長のコメントもありました。私自身、2045年には1万4,000人と、想像以上に人口が減少するなとショックを受けている一人でございます。将来的には、今の国の制度でいけば交付税も相当減額になっていくものと私は思っております。そういう中で、つがる市は総合体育館建設に向けて取り組みをしようとしているわけですが、そこで二、三質問したいと思っております。

まず1点目として、旧5町村の体育館、昨年どのぐらい利用数があるのか、部長のほうから答弁をお願いします。

○議長（天坂昭市君） 長内教育部長。

○教育部長（長内信行君） 今の木村議員のご質問ですが、手元に資料ございませんので、後ほどお答えしたいと思います。時間をいただきたいと思ひます。お願いします。

○議長（天坂昭市君） 6番、木村議員。

○6番（木村良博君） 私前に部長に聞いたとき記憶にあるのですけれども、12万何千人が利用していると。そういう話し合いの中で、この旧5町村は将来どうするのですかと、そうしたら解体すると、こういう答弁が私のところに来て、話しした記憶があるので、この旧5町村の体育館について、将来的にどう持っていくのか教えていただければと思ひます。

○議長（天坂昭市君） 教育部長。

○教育部長（長内信行君） 老朽化したものは当然解体とかになると思ひますけれども、今現在あるものも活用しながら、老朽化の状態を見ながら統合とかという形で使用していくことになるかと思ひます。

○議長（天坂昭市君） 6番、木村議員。

○6番（木村良博君） 私が懸念しているのは、本当に12万何千人今現在使っていると、こういう中で旧5町村の体育館を解体して、1つにして、そこを利用すると。果たしてそれだけの人数、住民が利用するのかと、これがまず1点不安でございます。

それはそれとして、私が何でこういうことを聞くかとすれば、議案第52号で条例案改正についてかかるのですけれども、そのとき質問すればいいのですけれども、それよりも先に一言質問しておきたいなと思ひています。まず、私が言いたいのは、この総合体育館を建設することによって、つがる市にはどういうメリットがあるのか、どういうプラスがあるのか。そしてまた、主に財政、そういうことなのですけれども、これを建設することによって、つがる市にどういう問題点が発生するのかと。プラス、マイナス、こういうものをきちっと議論して、やっぱり建てたほうがいいのだと、そういう議論をどの辺までしたのか。建設することを私は100%反対するものでもありません。プラスが大きいのだと、問題点はこういうふうに解決していくのだと、そういう議会との話し合いを何ら一つもしていないと、そういう中で最初から建設ありきで持っていくのにはちょっと疑問があるので、今質問しているわけです。

あともう一つ、建設ありきで進めば、はっきり言います。健康づくりセンターみたいに、建ってからああいう利用方法する、こういう利用すると後手後手に回ると思います。最初から中身、運営方法、こういうのをきちっと提起して、こうやっていくのだと、そういうものを確認した上で建設に着工していくのであれば、これは何ら問題ないわけですがけれども、建ててしまってから、ああやって使う、こうやってやる、利用料金をこのくらい取る、維持管理費はこうだ、これはちょっと行政の政策としては後手後手に回る可能性がある。そういう中で委員会を今立ち上げようとしている、52号にかかるわけですがけれども、教育長、そういうところの問題点は何なのか、プラスがどういうふうに行くのか、そういうものをきちっと議論しながら、プラスのほうが大きいと、進むのだと、こう自信持って議会にきちっと説明せねば、なかなか納得しない。

あともう一つは、財政、今はいいけれども、10年、20年暮らせば、新聞のとおり人口が何ぼでも減るわけです。今借金このくらいだと思っても、半分になれば住民には倍の負担がかかってくるわけです。そういうものを踏まえても大丈夫なのかどうか。副市長は、財政部長、そして総務部長をやったので、経験があるので、その辺のところを。これだけ人口減っても維持管理費とかそういうものは大丈夫だと断言できるのか。例えば100円の借金あっても、人口半分にすれば1人当たり200円になるので、簡単に財政は悪化すると思います。そういうものをちゃんと踏まえても、やっぱり将来的に大丈夫だと。答弁をお願いします。

○議長（天坂昭市君） 倉光副市長。

○副市長（倉光弘昭君） 今木村議員のほうから、大丈夫なのかということでございます。この総合体育館の建設の話になったときに、議会でも答弁したと思ってございますけれども、現状の全ての体育館のあり方のままで、この新しい体育館を建てることは考えていないというふうにはっきり申し上げたと考えてございます。当然1カ所に集中させるためには、旧5町村で持っていた体育館については閉鎖あるいは解体をすると、それがなければその後の維持管理費の財源は生まれないというふうにはっきり申し上げたつもりでございます。今教育部長は生かしながらという答弁しましたけれども、当然地元のこともある、文化団体あるいはスポーツ団体のこともある。新しい体育館ができましたから、すぐなくするというふうにはなかなかいかないだろうと。ただ、基本的には古い体育館は閉鎖、解体するということで、維持管理の財源を生み出せるというふうにして、財政部のほうでははじき出したところでございます。

将来人口が減っていくということは、当然加味してございます。この間の新聞報道では、社人研のほうで推測したよりもちょっと早目の人口減少になっているということで、市長もコメント出してございますけれども、それは当然早まるだろうということは考えてございましたし、想定済みであるというようなコメントを出してございますけれども、そのための地方創生の手だては打ってございますし、東京事務所も出すということで考えてございます。

人口減少が始まって、普通交付税が減っていくと、それは当然減っていきますけれども、国全体

の予算の中から地方の財源に地方交付税として回ってございますけれども、国の法律で決めた地方交付税の割合でまだ地方には回ってきてございません。ただ、今でも何十兆という単位で地方には割り振ってございますけれども、この点については人口が減っていくそのときに負債が苦しくなるだろうということではございますけれども、それまでには返還を終える起債もある、新しくふえるものもある、その兼ね合いで全てが今までどおりいくとは考えてございません。我慢するところは我慢すると、人口減少に合った施策をまた展開するしかないので、その辺については財政が20年あるいは30年スパンで試算してございますので、耐えることができるというふうには考えてございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、断言しろと言われれば、私もそこまで生きてはいないと思いますけれども、そこは事務方として断言は差し控えますけれども、そういう先々まで試算はしているということでございます。

○議長（天坂昭市君） 6番、木村議員。

○6番（木村良博君） 今の副市長の答弁聞いて、さっきの教育部長の答弁聞いて、もう旧体育館のことについて若干食い違いがあるわけです。私は、そういうところが不安なのです。教育部長と副市長と答弁が違くと、これ自体がきちっと議論していないのではないかと。そして、私今来るとき思い出したのは、たしか4年ぐらい前に、当然市長、副市長も知っていると思いますけれども、岩手県の増田元知事ですか、このままでいけば日本の自治体、約1,000が消滅すると。こういう今までの手法であれば1,000の自治体は消滅するだろうと、これを来る途中に思い出して、その1,000の中に入っては大変だなと。やるときはみんな大丈夫だと、こういう思いでやります。箱物も過疎債だから3割負担すればいいのだと、こういう思いでみんな手を挙げます。ただ、こういう中で本当に人口がどんどん、どんどん減っていくと。維持管理費、そういうものを考えた場合、教育部長と副市長が答弁違うわけです。こういうところは、絶対あってはならないことなので、そこら辺を慎重に慎重に重ねて行動していくことを望むと。そして、議会側には随時こういう方法でいこうと決まれば話し合いを持っていただきたいと、これを要望して終わります。

○議長（天坂昭市君） 18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 私も30ページのところなのだけれども、30ページの通学措置費でスクールバス業務運行委託料、これ減額500万円になっているのだけれども、委託料で減額500万円もなるというのは何があればいいのか、まずその辺。

それと、その下の2のところでは学校給食費だけれども、車力学校給食センター費が賄い材料、これ350万2,000円減額。これの減額は、生徒の人数とかは何年も前から把握できているものだと、こういう点でいけば、何でこれだけの減額になったのか、その説明をまず。

○議長（天坂昭市君） 長内教育部長。

○教育部長（長内信行君） 松橋議員にお答えいたします。

スクールバスの運行業務委託500万円の減額でございますが、これは入札減が主なものでございます。当初入札する場合の設計額と入札額の差額が800万円ほど減額になってございました。12月補正においても、実績見込みを踏まえて若干減額をしております。3月の時点で運行回数の減とか、実績が確定したことによりまして、500万円を減額しております。

それと、賄い材料費の減額でございます。決して少なく食わせるとか、そういう話ではなくて、風邪で休んだり、行事があつて給食の予定数が減額になった部分でございます。これは車力学校給食センターに限らず、全部の学校に関しては予算では最大限の見積もりを見てございますので、その点で減額になってございます。人数とかの積算が違うということではございませんので、その点よろしくお願いします。

○議長（天坂昭市君） 18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） スクールバスの500万円の減額は入札減のあれだと、こういうことだけれども、そうすると入札にかかったスクールバス運行業務の業者というか、それは何社でやったのか。

それと、今学校給食センター費の減額についてはいろいろ休んだ生徒があるとかなんとかという説明であつたけれども、これだけ給食、額にすれば350万円だよ。これだけ生徒休んだなんて、ちょっと理解できない気がするのだよな。そうすれば、生徒が何ぼ休んでこれだけのあれになったとかと、こういったことになるのだけれども、そこまではいいけれども、何か私に言わせれば井勘定みたいにやっているのではないかというような懸念するから、今そういうことになっているのだけれども。では、スクールの件で。

○議長（天坂昭市君） 教育部長。

○教育部長（長内信行君） スクールバスの運行業務の委託に関して、たしか5社で入札したと今記憶でございます。その中で一番安い業者のほうに運行委託をしております。

それと、今言われましたとおり最大限の人数と給食数見ていますので、今後また精査して、予算とか気をつけてやりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（天坂昭市君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第42号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第5、議案第42号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成29年度つがる市農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

担当部より補足説明があります。

宮崎建設部長。

○建設部長（宮崎朋仁君） それでは、私のほうから議案第42号、専決第6号 平成29年度つがる市

農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ947万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,032万2,000円とするものであります。

まず、歳出予算のほうからご説明させていただきます。7ページ目をお開きください。1款1項1目の一般管理費について328万8,000円の減額をしております。主な内容としましては、13節の委託料の入札減による315万2,000円の減額としております。

次に、2目の処理場管理費について618万3,000円の減額をしております。内容としましては、11処理施設の事務事業費の精査と入札減により、需用費で180万、委託料で428万1,000円の減額としております。

次に、2款1項1目公債費の元金については、財源充当の変更をしております。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。6ページ目にお戻りください。

1款2項1目農業集落排水手数料で2万1,000円減額しております。これは、予定の見込みよりも検査件数が少なかったためでございます。

次に、4款1項1目一般会計繰入金について585万円を減額しております。こちらは、歳出及び歳入予算の調整をとったものであります。

次に、7款1項1目農業集落排水事業債では360万円を減額しております。これは、事業の精査によって資本費平準化債、公営企業会計適用債を減額したものであります。

これで説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第43号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第6、議案第43号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成29年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

担当部より補足説明があります。

宮崎建設部長。

○建設部長（宮崎朋仁君） それでは、議案第43号、専決第7号 平成29年度つがる市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1,122万3,000円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ6億9,975万5,000円とするものでございます。

初めに、歳出予算からご説明いたします。7ページ目をお開きください。1款1項1目の一般管

理費について327万7,000円の減額をしております。主なものとしましては、13節委託料の入札減により315万2,000円を減額しております。

次に、2目の浄化センター管理費について84万6,000円の減額をしております。こちらも主なものとして委託料の入札減によるものでございます。

2款1項1目木造地区建設費について710万円の減額をしております。内容の主なものとしまして、事業精査及び入札減で委託料の90万2,000円、15節工事費で472万円の減額をしております。

次に、8ページの3款1項1目の公債費、元金について財源充当の変更をしております。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。6ページ目にお戻り願います。2款2項1目公共下水道手数料で5万7,000円減額しております。こちらも農集同様、当初見込みより検査件数が少なかったためでございます。

次に、4款1項1目の一般会計繰入金です。こちらは、歳出及び歳入予算の調整で256万6,000円減額計上しております。

次の7款1項1目の下水道事業債では860万円減額しております。これは、事業費の精査によって公共下水道事業債、資本費平準化債、公営企業会計適用債を減額したものでございます。

これで説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第44号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第7、議案第44号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成29年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

担当部より補足説明があります。

山谷民生部長。

○民生部長（山谷 智君） それでは、議案第44号についてご説明申し上げます。

専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。専決第8号 平成29年度つがる市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）でございます。平成30年4月26日提出、つがる市長。

次のページをお開き願います。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億6,236万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億2,315万9,000円とするもので、平成30年3月30日に専決処分をしております。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。まずは、歳出をご説明いたします。7ページをお開き願います。第2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費で8,250万1,000円減額の26億4,059万5,000円としております。これは、一般被保険者の医療費が減少したことによるものでございます。

次に、下段にございます4項出産育児諸費、1目出産育児一時金で1,050万円減額の1,513万3,000円としました。これは、国保における出産数を当初61件と見込んでいましたが、25件減の36件と事業費が確定したことによるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。第7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費拠出金9,004万5,000円減額の1億3,879万1,000円としました。これは、高額医療費による保険者の財政運営を安定化させるため、国保連合会より交付されるものでございます。また、3目保険財政共同安定化事業拠出金では1億7,932万3,000円減額の12億4,435万2,000円としました。これは、1件当たりの医療費が80万未満を対象に交付されるもので、保険税の標準化や財政の安定化を図るため、国保連合会より交付されるものでございます。いずれも事業に要する経費が確定したことによる減額補正でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。5ページにお戻り願います。第3款国庫支出金で8,434万5,000円減額の15億9,008万7,000円と第4款療養給付費交付金で2,981万8,000円減額の4,249万9,000円、第6款県支出金で3,486万9,000円減額の2億8,934万2,000円、第7款共同事業交付金で2億3,923万3,000円減額の13億7,651万2,000円は、いずれも交付額決定通知による減額補正でございます。

次に、下段にございます第9款繰入金2,589万6,000円増額の5億3,535万7,000円ですが、出産育児一時金等繰入金で728万円の減額、財政安定化支援事業繰入金で3,508万6,000円の増額、その他繰入金で191万円の減額によるもので、おのおの確定通知によるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 私聞くのは歳出の7ページのところだけでも、今部長はこの減額が大きいところの説明を簡単に触れられて、これは私もわかるのだけれども、予定したよりも8,250万円、これだけ減額するということは、一概に言えばこれだけ人が少なくなっている、そういう原因が最もだと思うのだけれども。ただ、これからの時代は、今どんどん、どんどんと70歳以上、75歳、国でも何か75歳以上の高齢者の今までは1割負担を今度2割にすると。これだけお金かかっていくから、そういう方針を固めていると思うのだけれども。

ここでつがる市全体で見て、今回の件で一般被保険者療養給付費で八千二百何十万減額になって

いるということは、これからもっと思ったより速いスピードで人口減少も進んでいく、私はそう思うのだけれども、今部長のところでその対策みたいなものを考えられるのかどうか、まずそこを。

○議長（天坂昭市君） 民生部長。

○民生部長（山谷 智君） ただいまの松橋議員の質問にお答えします。

八千幾らの減額、内容につきましては、まずただ一般的に今まで国保に加入している被保険者だけでなく、途中から社会保険に転入する、例えば国保をやめて後期のほうに移行になるなど、そういう人数が今回ありまして、減額がちょっと目立つようになりました。一般被保険者が28年度1万1,908人が29年度では1万1,031人と877人、それだけ減っております。その数だけでもかなりの減額ということになっています。これは、再三再四人口減少に伴って、だんだん、だんだん高齢化も進んでくる、一般被保険者の数も減ってくる、こういう対策を何か考えているのかという議員からのご質問ですけれども、やはり減少に歯どめをかける施策としては、ただ単に国保だけではなく、つがる市全体で取り組んでいった結果、こういうふうな施策を行って、それに向かって国保のほうもおのずとそれに並行してやっていくという形をとっていきたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願いします。

○議長（天坂昭市君） 18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 引き続いて、この下のところの出産育児一時金の減額、これは1,050万あるのだけれども、これ見ても子供たちがこれだけ生まれにくいということ。その原因は私もわかるのだけれども、結婚する人が少ない、若い人が地域に残らない、こういうことからいってこうなのだけれども、大体出産育児一時金のこれでいけば、予定より何人ぐらい減ったか。簡単でいい。

○議長（天坂昭市君） 民生部長。

○民生部長（山谷 智君） 松橋議員の質問にお答えします。

当初は61件を見込んでおりました。それが実績では36件、当初より25件少ない数で36件、それで1人当たり42万円の交付となっていますので、合わせて1,050万円の減額ということになっております。29年度は、つがる市で180人生まれております。その中で男の子が92人、女の子が88人となっております。

以上です。

○議長（天坂昭市君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第45号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第8、議案第45号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成29年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

担当部より補足説明があります。

山谷民生部長。

○民生部長（山谷 智君） それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。

専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。専決第9号 平成29年度つがる市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）でございます。平成30年4月26日提出、つがる市長。

次のページをお開き願います。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ60万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億576万5,000円とするもので、平成30年3月30日に専決処分をしております。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。最初に、歳出をご説明いたします。6ページをお開き願います。第1款総務費、1項1目一般管理費、13節委託料で60万5,000円を減額し、3億5,835万2,000円としました。これは、後期高齢者医療保険事業委託業務で実績がなかったことにより減額補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。5ページにお戻り願います。第3款繰入金、1項1目事務費繰入金で1,000円減額の3億9,608万4,000円と第5款諸収入、2項1目雑入で60万4,000円減額の78万9,000円としました。いずれも歳出で述べたとおり、保険事業費が減となったことによる減額補正でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第46号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第9、議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成29年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題とします。

担当部より補足説明があります。

白戸福祉部長。

○福祉部長（白戸 登君） それでは、議案第46号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件をご説明いたします。

次のページをお願いします。専決第10号 平成29年度つがる市介護保険特別会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,466万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ46億

4,853万6,000円とする。上記、地方自治法第179条第1項により専決処分する。平成30年3月30日、つがる市長。

歳出から主なものについてご説明いたします。7ページをお開き願います。2款保険給付費でございます。6,602万4,000円を減額しまして42億1,852万9,000円としたものです。これは、最終の介護給付費等が確定したことにより補正したものでございます。

次に、10ページをお願いします。3款基金積立金でございます。3,842万1,000円を増額しまして1億1,392万9,000円としたものです。これは、平成29年度の介護給付費に対する国庫支出金や県負担金が概算で多く交付されたため余剰金が発生しましたが、翌年度の精算に伴う返還金の財源として一時的に積み立てするものです。

次に、4款地方支援事業費でございます。705万8,000円を減額しまして1億3,129万5,000円としたものです。これも最終の事業費が確定したことにより補正したものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。5ページをお開き願います。1款保険料でございます。滞納繰り越し分の普通徴収保険料について、収納実績に基づき309万8,000円を増額いたしまして、保険料全体で9億9,841万9,000円とするものでございます。

次に、3款国庫支出金から5款県支出金でございます。これらは、いずれも平成29年度の交付額が確定したことに伴い、各予算項目を調整するため補正したものでございます。主なものとしては、3款2項1目調整交付金3,636万6,000円を減額しまして4億1,178万円とするものでございます。

次に、6ページをお願いします。9款雑入でございます。165万9,000円を増額補正しまして211万5,000円とするものでございます。増額の主な要因につきましては、第三者行為に係る損害賠償金165万7,000円の入金があったためでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第47号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第10、議案第47号 平成30年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

担当部より補足説明があります。

平田財政課長。

○財政課長（平田光世君） それでは、議案第47号 平成30年度つがる市一般会計補正予算（第1号）案についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の予算総額に214万2,000円を追加し、予算の総額を233億4,214万2,000円とするものでございます。2条では地方債の変更をしてございます。

それでは、歳出の7ページからご説明申し上げます。まず最初の3款3項1目生活保護費総務費でございます。こちらは、人事異動に伴いまして社会福祉主事の資格取得対象者がふえたことによりまして、講習負担金5万5,000円を追加するものでございます。

次に、9款1項6目消防再編庁舎建設費でございます。こちらは、北消防署に係る用地取得単価の増額によりまして171万4,000円を追加するものでございます。財源といたしましては、地方債を充当してございます。

次に、10款6項1目保健体育総務費でございます。こちらは、総合体育館基本構想検討委員会の委員報酬並びに費用弁償を合わせて37万3,000円追加するものでございます。

続いて、歳入でございます。6ページをお願いいたします。18款繰入金でございます。今回の補正の財源調整のために財政調整基金繰入金から54万2,000円を繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 歳出だけれども、7ページで消防の庁舎建設と、その下の保健体育総務費の2つお伺いします。

まず、消防再編庁舎建設に対しての用地購入費、これは171万4,000円、ここで言えば坪単価というか、平米、これの単価、それが幾ら面積買うのか。

それと、その下の保健体育総務費の総合体育館基本構想検討委員会委員の報酬とあるのだけれども、この委員を選ぶに当たって、どういう方を基本に選ぼうとしているのか。あるいは体育関係に精通している人とか何とか、いろんな選び方もあると思うので、その辺の説明。

○議長（天坂昭市君） 山崎消防長。

○消防長（山崎和人君） 松橋議員の質問にお答えいたします。

171万4,000円の増額なのですが、予算編成時は場所がちょっと確定していないので、土地鑑定はしていないことから、固定資産税の路線価を参考に当初予算を計上いたしました。その後建設地が確定して、2月に土地鑑定をしたところ、平米当たり5,200円の鑑定結果が出ております。地権者である豊富町会は地縁団体でもあり、公共団体と同様の団体であることから、市や県などの公共団体は土地鑑定の50%で売買契約をしております。地権者と交渉した結果、5,200円の50%の減額でいいとのことで、平米当たり2,600円で買収することになりました。面積は4,283平米でございます。その当初平米当たり2,200円で400円分が少なくなった分、171万4,000円増額するものでございます。

以上でございます。

○議長（天坂昭市君） 長内教育部長。

○教育部長（長内信行君） 松橋議員の2つ目のご質問にお答えします。

議案第52号に上程していますつがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案でございますつがる市総合体育館基本構想委員会、この委員に係る報酬と費用弁償でございます。こちらが議決なされた場合、その要綱を教育委員会の定例会に諮り、そちらを制定いたします。

要綱案といたしましては、組織の委員の中身でございますが、1、つがる市スポーツ推進委員3名程度、2、つがる市体育協会会員2名程度、3、つがる市職員5名程度、4、つがる市議会議員3名程度、5、全各号に掲げる者のほかつがる市教育委員会が特に必要と認める者ということで、15名以内で組織する予定でございます。つがる市職員に関しましては、費用弁償、報酬は発生しませんので、こちらに計上されています報酬と費用弁償は委員10人分で5回の開催を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（天坂昭市君） 18番、松橋議員。

○18番（松橋勝利君） 先ほど木村議員もこの体育館の関係でいろいろ質問しておったけれども、こういう検討委員とかそういうものも、結局はできるだけ体育行政とかそういうものに関心のある方とか、今部長言うのは何の団体から3名、何の団体から3名、あるいは5名、議会議員から3名とか、いろいろ申し上げたけれども、ただやっぱり私はいつも言うのだけれども、そのものに関心のある方を選ばないと、全然関心ないものはそういう会合に入ってもいい意見なんて出るわけもないのだ。ただいろんな委員会とか、そういうのを設けても、行政全般に対してそういう点が多々見られる。だから、私は言うわけ。例えばスポーツ全然興味も何もない方が委員になったって、いい意見出るわけもないのだ。そういうことを十分に踏まえながら、検討委員会の委員というものを選任していただきたい。後で不平不満言われないうちに、これを申し上げておきます。

以上です。

○議長（天坂昭市君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第48号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第11、議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

担当部より補足説明があります。

山谷民生部長。

○民生部長（山谷 智君） それでは、議案第48号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。専決第4号 つがる市国民健康保険条例の一部を改正する条例。平成30年4月26日提出、つがる市長。

次のページをお開き願います。専決第4号、専決処分書。専決処分の内容については、記載のとおりでございます。専決月日、平成30年3月27日、つがる市長。

専決理由でございます。国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、つがる市国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行うものでございます。本改正は、平成30年4月1日から施行されております。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。最後のページをお開き願います。傍線部分が改正点になっており、第2条中、国民健康保険運営審議会の次に「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう」を加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第49号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第12、議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

担当部より補足説明があります。

山谷民生部長。

○民生部長（山谷 智君） それでは、議案第49号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。専決第11号 つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。平成30年4月26日提出、つがる市長。

次のページをお開き願います。専決第11号、専決処分書。専決処分の内容については、記載のとおりでございます。専決月日、平成30年3月31日、つがる市長。

専決理由でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）の施行に伴い、つがる市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余

裕がないため専決処分を行うものでございます。本改正は、平成30年4月1日から施行されております。

それでは、新旧対照表でご説明いたします。3ページをお開き願います。傍線部分が改正点になっており、右側改正前、第2条第2項ただし書き中「54万円」を「58万円」に改め、第23条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改めるものでございます。

次のページをお開き願います。改正前、第24条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加えるものでございます。なお、今回の改正で課税限度額が引き上げとなります。詳細につきましては、お手元に配付しております議案第49号参考資料をごらんになっていただけたらと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第50号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第13、議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

担当部より補足説明があります。

台丸谷財政部長。

○財政部長（台丸谷 績君） 議案第50号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件。

次のページをお願いいたします。専決第12号、専決処分書。つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、つがる市長。

専決理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律ほか関連する政令及び省令が平成30年3月31日に公布され、一部を除き平成30年4月1日から施行されることに伴い、つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行うものであります。

お手元に配付しております議案第50号の参考資料をごらんください。つがる市税条例及びつがる市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の改正概要についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。1の個人市民税の改正内容であります。給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げるものです。これにより基礎控除が33万円か

ら43万円となります。この改正内容の一番の目的は、給与や公的年金所得のみの方は変わりませんが、自営業である農業や商業等の方の所得控除が10万円ふえることにより、所得税で約5,100円、県市民税で約1万円納税額が下がることになります。

次に、（１）、障害者等に対する非課税の範囲の改正、（２）、均等割の非課税の範囲の改正、（３）、所得割の非課税の範囲等の改正につきましては、基礎控除の10万円の引き上げにより、それぞれ非課税の範囲が大きくなるという改正内容であります。

（４）、給与所得控除の見直しでございます。給与所得控除の上限となる給与収入を1,000万円から850万円に引き下げ、給与所得控除の上限額を220万円から195万円に引き下げるものです。なお、給与収入が850万円を超える者で、子育てや介護を行っている者には収入金額に応じて控除額を10%増額し、負担増が生じないように措置しております。

続きまして、２ページのほうをお願いいたします。公的年金の見直しであります。公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限を設定するものであります。つがる市には該当する方はおりません。改正内容は、以下のとおりであります。

次に、（６）、基礎控除の見直しにつきましては、合計所得金額2,400万円を超える納税義務者に係る基礎控除額が次に記載されているように、通減、消失するものであります。なお、この改正は、平成33年１月１日から施行されるものです。

（７）、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金、これにつきましては当初の申告後に減額更正し、さらにその後増額更正した場合の延滞金については、当初申告時に完納されていた期間は控除するというものでございます。この改正は既に運用はされておりますが、今回改めて条文に明記するという改正でございます。

続いて、３ページをお願いいたします。固定資産税の改正内容でございます。（１）の土地に係る固定資産税の負担調整措置でございます。これは、土地に係る固定資産税の価格を前年度の課税標準に対する割合に応じて調整し、税負担の軽減に係る制度を３年延長するものであります。

（２）、償却資産に係る固定資産税の特例措置につきましては、生産性向上特別措置法の規定により、市町村計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資において特例措置を創設するというものです。つがる市には該当者はおりません。

続きまして、３、市たばこ税であります。たばこ税の改正内容でございますが、税率の見直しであります。この表にありますとおり、改定時期を平成30年10月１日に１箱当たり20円、第２段階として平成32年10月１日にプラス20円、平成33年10月１日にプラス20円、合計60円、３段階で引き上げするというものでございます。460円のたばこの場合は最終的には520円になるというものであります。

次のページをお願いいたします。今回のたばこ税増税のイメージという表があります。今回の改正では加熱式たばこの課税方式の見直しもあわせて行っておりまして、平成30年10月１日から５年

間かけて段階的に移行するというにしております。種類としては、アイコス、グロー、ブルームテックとありますが、この右側の囲みの中に記載されているとおり、5年間で税率が上がるというものでございます。

(3)の平成31年4月1日に予定されている旧3級品のたばこ、これはわかばとかエコーとかというたばこなのですが、その税率の引き上げを31年10月1日に延期するというものでございます。

4番の地方税の電子化につきましては、国税と同様に資本金1億円超の普通法人等に対して、法人住民税、法人事業税及び地方消費税の電子申告を義務づけるものでございます。

以上で議案第50号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第51号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第14、議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

担当部より補足説明があります。

台丸谷財政部長。

○財政部長（台丸谷 績君） 議案第51号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件をご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。専決第13号、専決処分書。つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。平成30年3月31日、つがる市長。

専決理由、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、つがる市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行うものであります。

議案第51号の参考資料のほうをお願いいたします。今回の条例の改正概要でございますが、上段の対象事業者というところなのですが、青森県が作成した地域再生計画に基づき、東京23区にある本社機能を移転する等の地方活力向上地域特定業務施設計画書を作成し、県知事から認定を受け特定業務施設の新増設を行ったものとあります。現在つがる市では該当する企業はございません。

これにつきましては、30年3月31日から2年間延長し、平成32年3月31日までとするものであり

ます。

以上で議案第51号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第52号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第15、議案第52号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

担当部より補足説明があります。

長内教育部長。

○教育部長（長内信行君） 議案第52号 つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例案。

つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成30年4月26日提出、つがる市長。

提案理由でございます。つがる市総合体育館の建設に当たり、施設規模等の基本的事項を協議検討するため、教育委員会の附属機関として、つがる市総合体育館基本構想検討委員会を設置するのである。

次のページをお願いします。改正する条例内容でございます。つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例。つがる市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。四角の中の向かって左側が附属機関名、右側が担任する事務でございます。附属機関名、つがる市総合体育館基本構想検討委員会。担任する事務です。総合体育館の規模その他建設に必要な基本的事項の検討に関する事務。

附則、1、この条例は公布の日から施行する。2、この条例は、平成31年3月31日に限り、その効力を失う。

検討委員会の具体的な内容等については要綱を制定します。要綱については、本条例議決後、教育委員会定例会に要綱案を諮り制定されるものでございます。

次のページをお願いします。参考資料として、つがる市附属機関設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表を添付しております。

以上ご審議の上、よろしく願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎議案第53号の説明、質疑

○議長（天坂昭市君） 日程第16、議案第53号 財産の取得の件（スクールバス）を議題とします。
担当部より補足説明があります。

長内教育部長。

○教育部長（長内信行君） それでは、議案第53号についてご説明いたします。

財産の取得の件。下記のとおり財産を取得するものとする。平成30年4月26日提出、つがる市長。

1、取得する財産、スクールバス1台。

2、契約の相手方、弘前市大字福田1丁目1番地の1、青森日野自動車株式会社弘前営業所、所長、神健二。

3、取得価格1,875万9,600円。消費税込みの価格となっております。

提案理由です。スクールバスを購入するため提案するものでございます。

次のページをお願いします。参考1でございます。（1）、予定価格は2,361万3,120円でございます。（2）、買い受け予定代金額1,875万9,600円。内訳でございます。本体価格が1,737万円、消費税が138万9,600円。（3）、納入場所、つがる市役所。（4）、契約の方法、指名競争入札でございます。（5）、納入期限、平成30年11月30日まで。（6）で入札の状況をあらわしてございます。

次のページをお願いいたします。参考2でスクールバスの仕様を添付してございます。重立ったものをご説明いたします。2番の仕様、規格の中で、（1）、車種はスクールバス中型、極寒冷地仕様。（3）、乗車定員は41人乗りになってございます。（5）、エンジン、最高出力162キロワット。馬力で言いますと220馬力となっております。

3番でイメージ写真を添付してございます。

以上ご審議の上、ご承認よろしくをお願いいたします。

○議長（天坂昭市君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、質疑を終わります。

◎答弁の申し出

○議長（天坂昭市君） ここで先ほど6番、木村議員の議案第41号の質疑に対し答弁の申し出がありましたので、答弁を許可します。

長内教育部長。

○教育部長（長内信行君） 先ほどは大変失礼いたしました。木村議員の旧 5 町村の体育館の利用状況は何人ぐらいということでご質問受けました。今調べてまいりました。29年度の実績で延べ約 9 万 7,000 人となってございます。よろしくお願いします。

○議長（天坂昭市君） これで本臨時会に上程された議案に対する質疑を終結します。

◎議案第 4 1 号～議案第 5 3 号の討論、採決

○議長（天坂昭市君） これより一括して討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ないようですので、討論を終結します。

これより一括して採決します。

議案第 41 号から議案第 53 号までの 13 件は、承認及び原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（天坂昭市君） ご異議なしと認め、ただいまの 13 件はいずれも承認及び原案どおり可決することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（天坂昭市君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じ、平成 30 年第 1 回つがる市議会臨時会を閉会します。

（午前 11 時 47 分）

会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 天 坂 昭 市

署名議員 伊 藤 良 二

署名議員 松 橋 勝 利